

勤労市民ニュース

令和2年(2020年)2月28日 No.111
編集発行 鎌倉市商工課勤労者福祉担当
〒248-8686 鎌倉市御成町18-10
電話 0467-23-3000 内線2402
eメール rousei@city.kamakura.kanagawa.jp
URL <http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/>

3月は非正規労働者 解雇、雇止め等相談強化期間です！

神奈川県では、2月、3月を「非正規労働者 解雇、雇止め等相談強化期間」として、「弁護士労働相談」や「街頭労働相談会」を実施します。相談は全て無料、秘密は厳守します。ひとりで悩まず、ご相談ください。また、無料のセミナーも開催します。ぜひ、ご参加ください。

●こんな悩み、トラブルはありませんか？

- 「ミスが多く、能力不足。明日から来なくてよい」と言われた。
- 雇用契約書が無く、1年契約だと言われて働いていたが、満5年で「次は契約しない」と言われた。
- 無期労働契約への転換を会社に申し込んだら、拒否された。など。



Ochibi・Moyoco Anno/Cork

◎解雇、雇止め等相談 110番 TEL 045-662-6110（直通）※3/2(月)～6(金)のみ
問合せ先 かながわ労働センター 本所 TEL 045-633-6110（代）

《事業者のための労務管理・安全衛生管理診断サイト》

スタートアップ労働条件

起業の際に困っていることはありませんか？

- 起業の際に役に立つ情報をいろいろ知りたい。
- 労務安全衛生法の基本的な仕組みを知りたい。
- 労務管理・安全衛生管理のポイントを知りたい。
- 労務管理の「法廷三帳簿」って、どう整備すればいいの。
- 起業に際して、支援相談やサービスの情報が欲しい。

→こんなときに厚生労働省 スタートアップ労働条件をご利用ください！

WEB診断

※PC・スマホ・タブレット端末に対応

労務管理・安全衛生管理の設問に答えて、労働条件や就労環境が診断できます

36協定届等 作成支援ツール

※PCに対応

労働基準監督署にそのまま提出できる36協定届を作成できます

就業規則 作成支援ツール

※PCに対応

労働基準監督署にそのまま提出できる就業規則を作成できます

スタートアップ労働条件

検索

派遣労働者の同一労働同一賃金

2020年4月1日から、派遣労働者の同一労働同一賃金の実現に向けた改正労働者派遣法が施行されます。改正点は次の3点です。

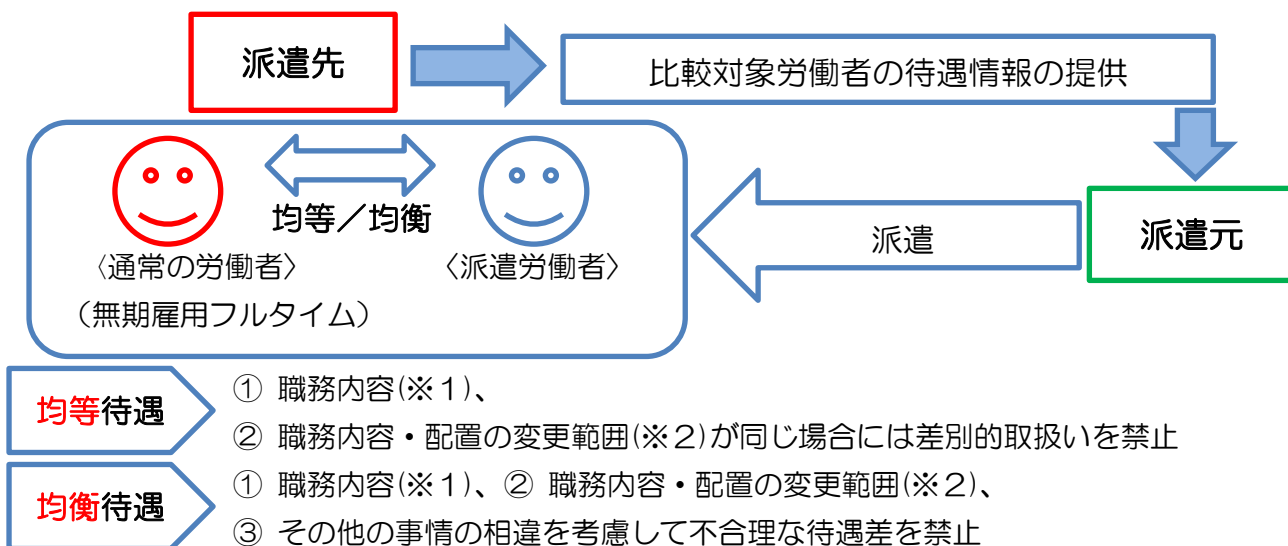
1. 不合理な待遇差をなくすための規定の整備
2. 派遣労働者の待遇に関する説明義務の強化
3. 裁判外紛争解決手続（行政ADR）の規定の整備

それぞれの改正内容をご確認の上、派遣で働く方の公正な待遇が確保されるよう、適切に対応してください。

1. 不合理な待遇差をなくすための規定の整備

以下の①または②の待遇決定方式により公正な待遇が確保されます。

①【派遣先均等・均衡方式】派遣先の通常の労働者との均等・均衡待遇



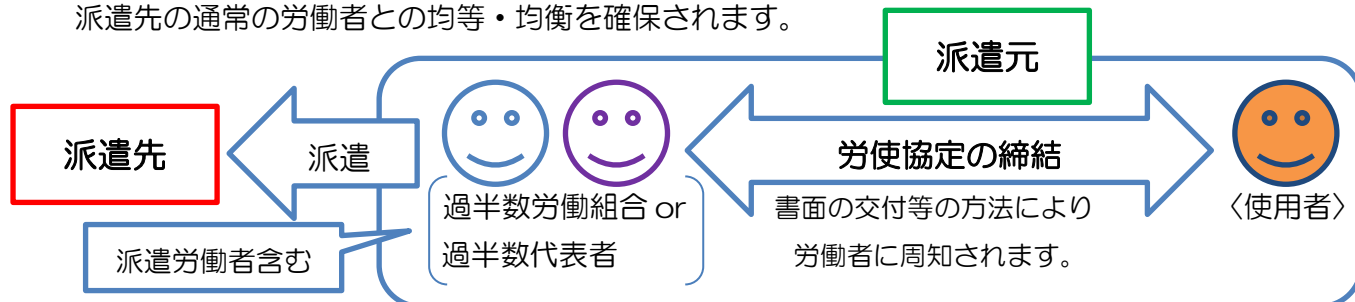
★派遣元事業主は、「均衡待遇」を確保しつつ、派遣労働者の職務の内容、職務の成果、意欲、能力または経験その他の就業の実態に関する事項を勘案して賃金を決定〈努力義務〉

※1 職務内容とは、「業務の内容」＋「責任の程度」をいいます。

※2 職務内容・配置の変更範囲とは、「人材活用の仕組みや運用等」をいいます。

②【労使協定方式】一定の要件を満たす労使協定による待遇

※派遣先が実施する業務に必要な教育訓練や利用機会を与える食堂・休憩室・更衣室については、派遣先の通常の労働者との均等・均衡を確保されます。



〈労使協定に定める事項〉

- ① 協定の対象となる派遣労働者の範囲

- ② 賃金の決定方法
- ③ 職務の内容などを公正に評価して賃金を決定すること
- ④ 「労使協定の対象とならない待遇及び賃金」以外の待遇の決定方法
- ⑤ 段階的・体系的な教育訓練を実施すること
- ⑥ 有効期間 など

※協定を書面で締結していない場合、協定が適切な内容で定められていない場合、協定で定めた事項を遵守していない場合、過半数代表者が適切に選出されていない場合には、**【労使協定方式】は適用されず、【派遣先均等・均衡方式】が適用されます。**

★職務内容に密接に関連する「安全管理に関する措置・給付」は、派遣先の通常の労働者との間で不合理な相違などが生じないことが望ましいとされています。

2. 派遣労働者の待遇に関する説明義務の強化

派遣元事業者は、雇入れ時・派遣時に次の事項を明示・説明する義務が課されます。

- ・**労働条件・就業条件に関する事項**の明示（昇給・退職手当・賞与の有無・賃金の決定等・休暇に関する事項など）
- ・**【派遣先均等・均衡方式】または【労使協定方式】により不合理な待遇差を解消するために講ずる措置**の説明 など

また、派遣先は派遣元に対し、派遣元が派遣労働者の求めに応じて、派遣労働者と比較対象労働者との間の待遇の相違の内容・理由、**【派遣先均等・均衡方式】または【労使協定方式】による待遇決定に当たって考慮した事項など**を説明できるよう情報提供することが求められます。

3. 裁判外紛争解決手続(行政 ADR)の規定の整備

派遣労働者と派遣元または派遣先との間で、次の事項に関してトラブルとなり、自主的解決が困難になった場合には、「都道府県労働局長による助言・指導・勧告」や「紛争調整委員会による調停」を求めることができます。この制度は無料で利用することができ、調停等の内容が公にされないため、プライバシーが保護されます。また、これらを求めたことを理由として、派遣元および派遣先は派遣労働者に対して不利益な取扱いをしてはならないこととされています。

〈派遣元が講ずべき措置〉

- ① 派遣先の通常の労働者との不合理な待遇差、差別的取扱いの禁止
- ② 労使協定に基づく待遇の決定
- ③ 雇入れ時・派遣時の明示・説明
- ④ 派遣労働者の求めに応じた説明と説明を求めたことによる不利益取扱いの禁止

〈派遣先が講ずべき措置〉

- ① 業務の遂行に必要な能力を付与するための教育訓練の実施
- ② 食堂、休憩室、更衣室の利用の機会の付与

※この記事は、**派遣労働者・派遣元・派遣先に分かれている内容をまとめたものです。**
詳しくは神奈川労働局 需給調整事業課 TEL 045-650-2810 へお問合せください！

〈事業主の皆様へ 従業員の福利厚生の充実にご利用ください！〉

しおかぜ湘南

(湘南勤労者福祉サービスセンター)

★3月20日までに
新規加入で2ヵ月間会費無料
キャンペーンを実施中!★



しおかぜ湘南は、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市内の中小企業・個人事務所に「サービスセンター」を通じて福利厚生制度の導入を促進し、勤労者等の福祉向上とともに地域産業を活性化することを目的としています。

加入するメリット

- ・充実した福利厚生により良好な職場作りが実現できます。
- ・企業のイメージアップにつながり、人材の確保につながります。
- ・健康診断や人間ドックが安価で受診でき、職場の健康管理が向上します。
- ・永年勤続報奨金により、人材の定着化につながります。
- ・福利厚生に係る時間や手間の省力化が図られます。

問合せ先

湘南勤労者福祉サービスセンター

事務局 TEL 0466-50-3900

月～金（祝日除く）8:30～17:15

各 種 相 談

相談無料・秘密厳守!

鎌倉市では、専門家による労働問題に関する個別相談を無料で行っています。詳しい日時等は、広報かまぐら毎月の1日号に掲載しています。電話予約のうえお気軽にご利用ください。

予約・申込：鎌倉市 商工課 勤労者福祉担当 TEL 0467-61-3853（直通）
（予約受付は原則前月20日から）

メールによる労働相談

鎌倉市のホームページ

<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kinrou/msodan.html>

から相談を。回答まで一週間程度のお時間をいただく場合があります。メールによるご相談は、原則として一回の往復に限ります。回答をご覧になってご不明な点は、面談による労働相談をご利用ください。労働問題全般にわたり相談に応じます。（社会保険労務士）

労働相談

職場での様々な労働問題や年金問題等について相談に応じます。勤労者、雇用者どちらでも相談可能です。（社会保険労務士）

メンタルヘルス相談

職場や労働環境のストレスで悩んでいるご本人や家族、その同僚や雇用者の相談に応じます。（シニア産業カウンセラー・精神保健福祉士）

就職支援相談

就職活動に関する事なら何でも、相談に応じます。

お子様やご兄弟の就職を心配されるご家族のご相談もお受けしています。

※就職対策ミニ講座内・個別カウンセリング（キャリアコンサルタント）